第13　消防機関へ通報する火災報知設備

1　一般的留意事項

(1)　専用又は利用度の低いアナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災報知装置の回線切替スイッチが接続されている回線種別(ダイアル回線10パルス、同20パルス又はプッシュ回線)に適合していることを確認すること。

(2)　点検に際しては、当該火災警報装置に適応した試験装置を使用すること。

2　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法
火災通報装置	予備電源	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。	所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		電圧	予備電源試験スイッチを操作して確認する。	電圧計等の指示が適正であること。
		切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		充電装置	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ　作動状況が適正であること。
	本体	周囲の状況	目視により確認する。	ア　使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　前面には、操作等に必要な空間が保有してあること。
		外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示	目視により確認する。	ア　取扱い方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。 イ　変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　銘板等がはがれていないこと。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動機能	手動起動装置を操作して確認する。	起動信号が正常に送出されたことが、試験装置に可視表示又は可聴音で表示されること。
		優先通報機能	火災通報装置が接続されている電話回線を通話中の状態にし、手動起動装置を操作して確認する。	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。

		通報頭出し機能		手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報が常に冒頭から始まること。
		蓄積音声情報		手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報の内容が適切であること。
		再呼出し機能		試験装置の消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置を操作して確認する。	自動的に再呼出しすること。
		通話機能等	消防機関側からの呼返し	手動起動装置を操作して確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的に5秒間電話回線を開放した場合において、消防機関側からの呼返し信号により応答し、通話することができること。
			不応答時の通報継続		蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側からの呼返しが送出されない場合において、繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。
			切　替		蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受話器側と切り替えて通話することができること。
			通話中断時の呼返し		通報中に強制的に電話回線を開放した場合において、消防機関側からの呼返し信号が送出された場合に、火災通報装置側で応答し通話できること。
		モニター機能		電話回線を捕捉せずに手動起動装置を操作して確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。
	遠隔起動装置（遠隔起動装置を有する火災通報装置に限る。）	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外　形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表　示		目視により確認する。	ア　名称、操作内容等の表示が適正にされていること。 イ　変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。
		起　動		押しボタン等の操作により確認する。	起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあっては、正常に点灯すること。
消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）	発信機	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外　形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		機　能		押しボタン等を操作して確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
		結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	標　識	標識板	外　形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。
			常夜灯	目視により確認する。	正常に点灯していること。
		標識灯		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。